

## 計画の目指す姿

誰もが生涯を通して健康で自分らしく心豊かに暮らすことで、健康寿命を男女とも日本一にする

## 計画の位置づけ

保健・医療・福祉・介護などの分野横断的な計画（横串計画）として11の関連計画の上位計画に位置づけ、関連政策を総合的かつ統一的に推進する。  
また健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第1項に基づく都道府県健康増進計画である。

## 計画期間

2024年度（令和6年度）～2035年度（令和17年度）の12年間  
2029年度（令和11年度）に中間評価

## 基本的な考え方

- 現行計画を評価し、関連計画及び健康日本21（第三次）との整合を図り、3つの基本的方向性と5つの施策の柱を設定
- 各関連計画の推進に最も寄与する指標をKPI（重要業績評価指標）、計画の達成を評価する指標をKGI（重要目標達成指標）と設定し、これらを本計画の重点健康指標として、定期的に観察・評価。

## 基本的方向性と施策の柱

※健康とは心身ともに健やかな状態のことをいう

### ➤ 3つの基本的方向性

1. 要介護とならないための予防と機能維持・向上の取組の推進
2. 県民誰もが健康になれる地域環境づくりの推進
3. 生涯を通じた健康づくりに取り組み体制の構築

### ➤ 5つの施策の柱

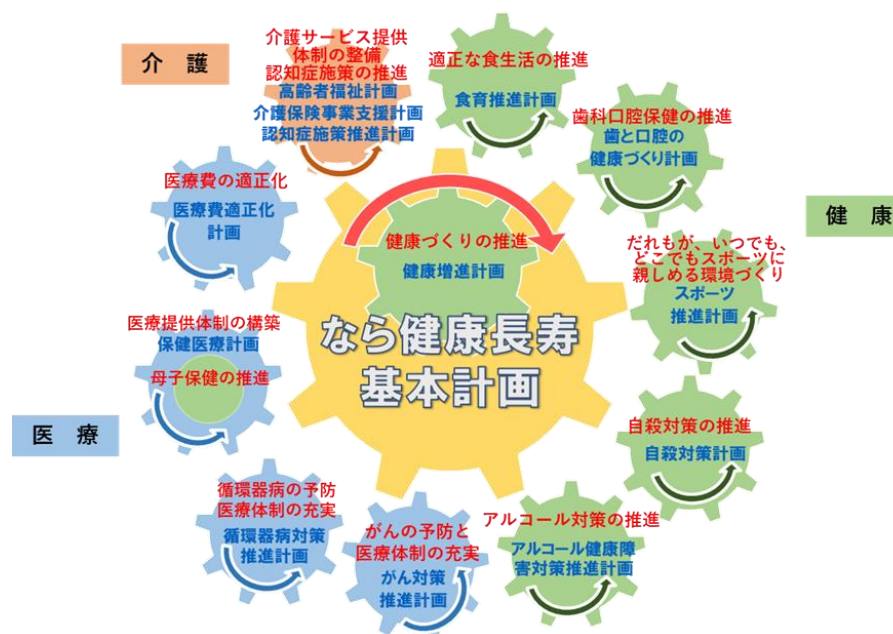
- (1) 健康的な生活習慣の普及
- (2) 生活習慣病などの疾病の早期発見・重症化予防
- (3) 疾病の重症化を防止する医療体制の充実
- (4) 地域で暮らし健康になれる環境づくり
- (5) ライフステージを通じた健康を支える仕組みづくり

## 計画の推進体制

- 多様な主体との連携及び協力（地域の関係者や民間部門等との連携および協力）
- 関係する行政分野との連携（市町村及び関係部局との連携）
- デジタル技術の活用（効果的な情報発信）
- 人材の育成等（専門職の資質向上と多職種連携）

## なら健康長寿基本計画と関連計画の連携図（案）

健康づくりと医療、介護、福祉等関連施策を総合的・統一的に推進



※世界保健機関（WHO）による健康の定義（1948年）

健康とは、病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあること